

○ 経済産業省
環境省 告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第六項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので、同条第十項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十年七月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岸田 文雄

環境大臣 鴨下 一郎

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第6項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称 整理番号

1 1 6 [(アクリル酸と {[2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオールと3-ビニル-7-オキサビシクロ[4.1.0]ヘプタンのオキシラン環開環重付加物(n=1~15)]と過酢酸のオキシラン環生成反応物}のオキシラン環開環付加物)とシクロヘキサ-4-エン-1,2-ジカルボン酸無水物のエステル化部分反応生成物(構造中にカルボキシル基を含む。)]とオキシラン-2-イ (7) - 2 9 2 3

ルメチル＝メタクリラートのオキシラン環開環部分付加物（構造中にヒドロキシル基を含む。）

- 1 1 7 $\omega, \omega' - (2, 2', 3, 3', 5, 5' - \text{ヘキサメチルビフェニル} - 4, 4' - \text{ジイルジオキシ}) \text{ビス} \{ \alpha - (\text{ビニルベンジル}) \text{ポリ} [\text{オキシ}(2, 6 - \text{ジメチル} - 1, 4 - \text{フェニレン})] \}$ (7) - 2 9 2 4
- 1 1 8 (ホルムアルデヒド・レソルシノール重縮合物を主成分とする、ブタン-2-オン、ホルムアルデヒド及びレソルシノールの反応生成物の部分アンモニウム塩) (7) - 2 9 2 5
- 1 1 9 1, 1' - ジデシル - 3, 3' - [ブタン-1, 4 - ジイルビス (オキシメチレン)] ジピリジニウム＝ジブロミド (5) - 6 8 9 8
- 1 2 0 (R, S) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェニル) - 1 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イル) ヘキササン - 2 - オール (5) - 6 8 9 9
- 1 2 1 N, N, N', N' - テトラキス (オキシラン - 2 - イルメチル) - 4, 4' - メチレンジアニリンを主成分 (65%以上) とする、4, 4' - メチレンジアニリンと2 - (クロロメチル) オキシランの反応 (5) - 6 9 0 1

生成物

- 1 2 2 X : ペンタエリトリトールのアクリル酸エステル化物 (ジ、トリ及び
テトラエステル化物すべてを含む。)、 Y : 1, 3, 5-トリス (2-
ヒドロキシエチル) - 1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリ
オン及びそのアクリル酸エステル化物 (モノ、ジ及びトリエステル化
物すべてを含む。) 及び Z : ビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2,
5 (及び-2, 6) -ジイルビス (メチル=イソシアナート) の反応
生成物 (重量%比が X : Y : Z = 62 ~ 92 : 0.1 ~ 1.7 : 6 ~ 3
6 であるものに限る。)
- 1 2 3 2, 2'-ジヒドロキシ-2, 2'-ジメチル-1, 1' - (メチレ
ンジ-1, 4-フェニレン) ジプロパン-1-オンを主成分 (90%
以上) とする、 2, 2'-ジヒドロキシ-2, 2'-ジメチル-1,
1' - (メチレンジ-1, 4-フェニレン) ジプロパン-1-オン及
び 2-ヒドロキシ-1- { 3- [4- (2-ヒドロキシ-2-メチル
プロパノイル) ベンジル] フェニル } - 2-メチルプロパン-1-オ
ンの混合物
- (9) - 2623
- (4) - 1936

1 2 4

X : ペンタエリトリトールのアクリル酸エステル化物 (ジ、トリ及びテトラエステル化物すべてを含む。)、Y : 1, 3, 5-トリス (2-ヒドロキシエチル) - 1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン及びそのアクリル酸エステル化物 (モノ、ジ及びトリエステル化物すべてを含む。) 及びZ : ビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 5 (及び-2, 6) -ジイルビス (メチル=イソシアナート) の反応生成物 (重量%比が X : Y : Z = 30 ~ 60 : 21 ~ 51 : 4 ~ 34 であるものに限る。)

(9) - 2 6 2 4